

豆知識 保健機能食品制度

「健康食品」と呼ばれている食品のうち、国が制度化している食品が「保健機能食品」です。保健機能食品には「栄養機能食品」と「特定保健用食品」があります。



栄養機能食品とは？

「栄養機能食品」は、主に、ビタミン、ミネラルといった人間の生命活動に不可欠な栄養素について、医学・栄養学的に確立した機能の表示を行った食品であり、厚生労働大臣の定めた基準に従って、自己認証により表示を行った食品です。

特定保健用食品とは？

「特定保健用食品」は、食品機能を有する食品の成分全般を広く関与成分の対象として、ある一定の科学的根拠を有することが認められたものについて、厚生労働大臣の許可を得て特定の保健の用途に適する旨を表示した食品です。

現行では、「個別許可型」、「規格基準型」、「条件付き特定保健用食品」があります。



個別許可型

厚生労働省及び食品安全委員会の審査を経て、個別に許可された食品。

規格基準型

特定保健用食品としての許可実績が十分であるなど科学的根拠が蓄積されており、規格基準が定められ、審議会の個別審査を行わず厚生労働省において規格基準の適否が審査された食品。



条件付き特定保健用食品

特定保健用食品の審査で求めている有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認され、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として許可された食品。

上のマークが目安となっています。これまで、796件(平成20年9月17日現在)が許可又は承認されており、ヨーグルト、飲料、食用油などについて、「お腹の調子を整える」、「血圧が高めの方に適する」、「コレステロールが高めの方に適する」、「血糖値が気になる方に適する」といった表示を行っています。

独立行政法人 国立健康・栄養研究所ホームページ【健康食品の安全性・有効性情報】から抜粋

独立行政法人 国立健康・栄養研究所ホームページ

健康食品の安全性・有効性情報 <http://hfnet.nih.go.jp/>

健康食品に関するお問い合わせは

最寄の保健所・千葉県健康福祉部健康づくり支援課 TEL.043-223-2667

食品に関する疑問、相談がありましたら、下記までお願いします。

最寄の保健所・食品衛生県民ダイヤル(県庁衛生指導課内) TEL043-221-6000
食の安全・安心電子館 http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_eisi/date/densikan/densikan_top.html

チーバくん食の安全・安心情報メール 会員募集



「食の安全・安心電子館」に掲載する食の安全・安心に係る最新情報を、メールでお知らせします。
千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/index.html> にアクセスしてメールマガジンのページから登録できます!

— 食品の自主回収情報配信中 —

問い合わせは

千葉県 健康福祉部 衛生指導課 食品安全対策室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL043-223-2626 FAX043-227-2713 E-メール eisi2@mz.pref.chiba.lg.jp URL http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_eisi/index.html



平成20年 改訂版
Vol.11
千葉県健康福祉部衛生指導課
2007/03

平成20年 改訂版
Vol.11

千葉県健康福祉部衛生指導課



特集

健康食品



「健康食品」とは

「健康食品」を利用する際のポイント

「健康食品」の虚偽誇大広告にたまされぬ方法

豆知識 保健機能食品制度



千葉県

